

労働者派遣事業に係る情報公開
(労働者派遣法第23条第5項)

1 派遣事業所情報

① 許可番号	派	27-020433	② 許可受理年月日	平成14年11月1日
③ 事業所の名称	かぶしがいしゃしんにほん あさひかわえいぎょうしょ			
	株式会社新日本 旭川営業所			
④ 事業所の所在地	〒070-0030 TEL：0166-22-7012			
	北海道旭川市宮下通7丁目3897番地1 旭川駅前ビル3階			
⑤ 2025年6月1日付 派遣労働者数			5	人
⑥ 2025年度 派遣先事業所数			2	件
⑦ 2025年度 雇用安定措置を講じた人数			0	人
⑧ 2025年度 労働者派遣に関する料金の額の平均			16,666	1日（8時間あたり）の額平均（円）
⑨ 2025年度 派遣労働者の賃金の額の平均			9,800	1日（8時間あたり）の額平均（円）
⑩ 2025年度 マージン率平均			41.2%	

2 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練種別	対象者	訓練方法	訓練費用負担額	賃金支給
入職時安全衛生訓練	雇入時	OJT	無償	有給
職能別訓練	派遣中	OJT	無償	有給
階層別訓練	派遣中	OJT	無償	有給
キャリアコンサルティング窓口、連絡先：管理本部 06-6311-1296				

3 その他労働者派遣事業の業務に関し参考になると認められる事項

福利厚生	雇用保険・健康保険・厚生年金保険
------	------------------

4 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否か（締結している）
当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲（全ての派遣労働者）
当該労使協定の有効期間（2026年4月1日～2027年3月31日）

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

新日本では女性活躍推進法に基づき、女性社員の採用を拡大するため、次のよう
に行動計画を策定し取り組んでいきます。

1. 計画期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間

2. 目標

女性管理職の割合を 1.7%から 3%以上にする

3. 取組内容

従来、男性中心であった派遣社員労務管理業務への女性労働者採用拡大

○令和 8 年 4 月～

女性社員の管理職への希望把握の為、アンケートの実施、ヒアリング等を行う

○令和 8 年 4 月～

女性管理職育成キャリア研修実施

○令和 8 年 4 月～

【女性活躍に関する情報公表】

女性管理職の割合

令和 8 年 4 月 1 日 : 1.7%

次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画

新日本では社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年間

2. 内容

目標 1：労働基準法に基づく産前産後休業や育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、社会保険制度に基づく出産手当・出産一時金や育休中の社会保険料免除制度等の周知を行います。

<対策>

●令和 8 年度～ 法に基づく諸制度の収集

周知用パンフレットを作成配布し制度の浸透を図ります。

目標 2：育休中の社員の、円滑な職場復帰を促すため、職場復帰サポート制度を作ります。

<対策>

●令和 8 年度～ 社内アンケート調査を実施、サポート制度創設を検討、実施します。

目標 3：年次有給休暇の年間取得日数を毎年向上させていきます。

<対策>

●令和 8 年度～ 年次有給休暇の取得状況を把握、各部門長へ報告し取得を促進していきます。